

執筆者:

E-mail✉ [廣澤 太郎](mailto:hiroshige@nishimura-asahi.com)E-mail✉ [村田 知信](mailto:murata@nishimura-asahi.com)

1. はじめに

ベトナムでは、2019年12月に、ベトナム初めての包括的な個人情報保護法令となる個人情報保護に関する政令(以下「本政令」という)の概要が公表され、2021年2月、当該概要案をより詳細にした草案(以下「パブコメ時草案」という)が公安省からパブリックコメント募集のために公表された。当初本政令の施行予定は2021年12月とされていたことから、2022年になってから本政令が既に施行されたのか等のご質問を受けることが多いため、本ニュースレターでは本政令の最新状況について簡単に解説する。

2. パブコメ時草案の概要及び問題点

パブコメ時草案は、EUのGDPRを参考にしつつもベトナム独自の当局の監視が強い規制を取り入れることで、これまでのベトナムの個人情報関連規制を大きく変更・厳格化するものであった。

具体的には、EUのGDPRと同じく、個人情報の処理に本人の同意等の適法性の根拠を必要とし、一定のセンシティブ個人データについて厳格な規制を適用し、アクセス権、訂正権、削除権等のデータ主体の権利を認め、データ保護責任者選任、個人情報保管期間、安全管理義務等に関する規定が定められていた。

また、GDPRと類似した規定であればまだ良かったのだが、大きな問題点として、①センシティブ個人データを処理する場合にベトナム当局への事前登録が必要となる、②個人データを域外移転する場合にベトナム当局の事前承認及びコピーデータの国内保存が必要になる、③データ主体の同意なく個人データを処理できる場合が非常に限定的である等の、GDPRよりも更に厳しく当局主導の規制内容が定められていた。

このような規制が導入された場合、ベトナムにおける事業実施や国際的なデータ利活用への大きな障害となり得るし、ガバメントアクセスの観点で外国からベトナムへの個人データの移転にも支障が生じ得るため、国内外問わず様々な国の企業や企業団体から改善要望が出されたようである。

3. 本政令の最新状況

本政令は、パブコメ時草案が発表された時点では、2021年12月の施行が予定されていた。ところが、同月には施行されず、その後ベトナム当局は2022年5月を目処に多数の個人データを処理する事業者等への施行を目指していると言われてきたが、2022年5月20日現在でも施行はされていない。

ベトナム当局内で施行準備が進んでいないわけではない。2022年4月には、公安省がパブコメ時草案を改訂した草案を国会の常務委員会に提出し審議が行われている。ところが、常務委員会は、当該草案を承認せず、公安省に対して、共産党の政治局に再度報告をするよう指示をしたようである。このような状況から、現時点で本政令がいつ頃施行されるかの見込みを立てることは困難である。

ベトナムでは法令の施行が予定より遅れることは珍しくないが、本件でこのように施行が遅れている背景としては、新型コロナウイルス感染防止対策によるベトナム当局の機能停止の影響もあると思われる。また、上記2で述べたとおりパブコメ時草案が非常に問題が多い内容であったことから、国内外問わず多数の改善要望が出されたこともあり、ベトナム当局内での更なる検討や改訂に時間を要している側面もあると思われる。パブコメ時草案の改訂版は未だ公表されていないが、当局内で改訂が進んでいることは確かであり、2021年12月時点では、上記2で述べた①センシティブ個人データ処理の事前登録義務や②個人データ域

外移転の際の当局事前承認取得義務及びコピーデータ国内保存義務は削除されたと言われている。

もともと、域外移転の際の当局への事後報告義務等は規定されていたようであるし、今後どのような内容に改訂され施行されるかの確実な見通しを立てることは現状では難しい。今後の動向を注視しつつ、何かアップデートがあれば速やかに情報発信させていただく予定である。

当事務所では、クライアントの皆様のビジネスニーズに即応すべく、弁護士等が各分野で時宜に合ったトピックを解説したニュースレターを執筆し、随時発行しております。N&A ニュースレター購読をご希望の方は [N&A ニュースレター 配信申込・変更フォーム](#) よりお手続きをお願いいたします。また、バックナンバーは [こちら](#) に掲載しておりますので、あわせてご覧ください。

本ニュースレターはリーガルアドバイスを目的とするものではなく、個別の案件については当該案件の個別の状況に応じ、日本法または現地法弁護士の適切なアドバイスを求めていただく必要があります。また、本稿に記載の見解は執筆担当者の個人的見解であり、当事務所または当事務所のクライアントの見解ではありません。

西村あさひ法律事務所 広報室 [E-mail](#) 